

## 障害者就業・生活支援センター事業について

### (1) 趣旨

障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う。平成 14 年の障害者雇用促進法改正により創設。

### (2) 事業内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施。

#### <就業支援>

- 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- 求職活動支援
- 職場定着支援
- 事業所に対する障害者の障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- 関係機関との連絡調整

#### <生活支援>

- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

### (3) 設置箇所数

18年度 110センター（17年度90センター）

- ※ 18年度各県の設置状況：
- 5カ所設置・・・ 1府
  - 4カ所設置・・・ 2道県
  - 3カ所設置・・・ 18都府県
  - 2カ所設置・・・ 17県
  - 1カ所設置・・・ 9県

### (4) 予算措置

雇用（職業安定局）と福祉（障害保健福祉部）の連携事業として実施

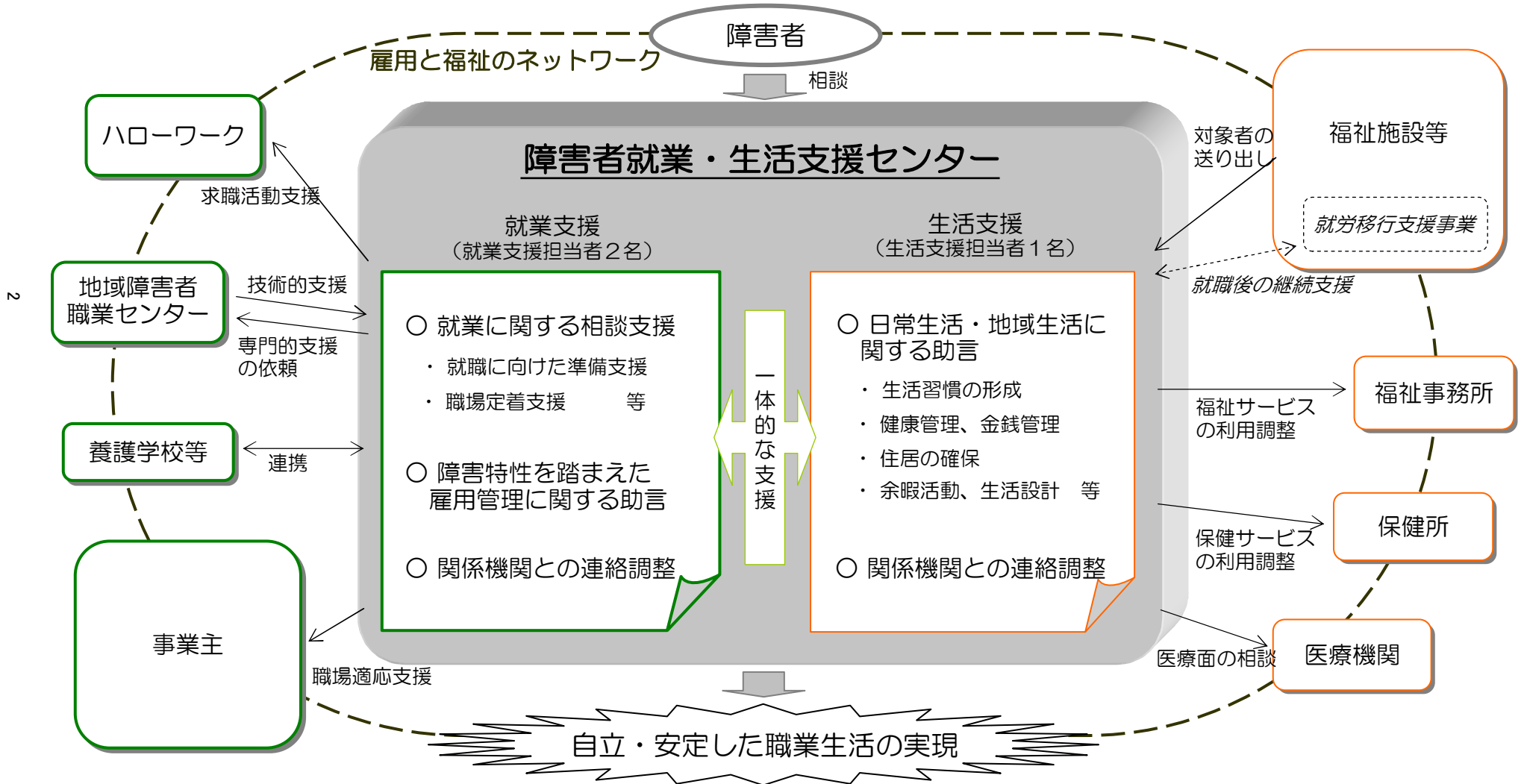
- 就業支援（委託費）：就業支援担当者2名配置
- 生活支援（補助金 国 1/2、都道府県 1/2）：生活支援担当者1名配置

### (5) 運営主体

社会福祉法人、特定非営利活動法人、民法法人等で、都道府県知事が指定した法人。

## 障害者就業・生活支援センター事業（雇用と福祉の連携）

就職を希望する障害者や在職中の障害者の抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。



## 障害者就業・生活支援センター 一覧 (計110センター)

(平成18年7月現在)

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地	事業開始時期
北海道	札幌障害者就業・生活支援センター サポートinサッポロ	(社福)愛和福祉会	札幌市北区	平成14年5月
	小樽後志地域障害者就業・生活支援センター ひろば	(社福)後志報恩会	小樽市	平成16年7月
	函館障害者就業・生活支援センター すてっぷ	(社福)侑愛会	函館市	平成17年4月
	くしろ・ねむろ障害者就業・生活支援センター ぷれん	(社福)釧路のぞみ協会	釧路市	平成18年4月
青森県	津軽障害者就業・生活支援センター	(社福)七峰会	中津軽郡岩木町	平成14年5月
	青森藤チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)藤聖母園	青森市	平成18年4月
岩手県	胆江障害者就業・生活支援センター	(社福)愛護会	奥州市	平成14年5月
	宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)若竹会	宮古市	平成16年4月
	盛岡広域障害者就業・生活支援センター	(社福)千晶会	盛岡市	平成18年4月
宮城県	石巻地域就業・生活支援センター	(社福)石巻祥心会	石巻市	平成14年10月
	県北地域福祉サービスセンター 障害者就業・生活支援センター	(社福)宮城県社会福祉協議会	古川市	平成16年4月
	県南障害者就業・生活支援センター「アサンテ」	(社福)白石陽光園	柴田郡大河原町	平成18年4月
秋田県	秋田県南障害者就業・生活支援センター	(社福)慈泉会	仙北郡美郷町	平成15年4月
	ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター	(社福)いずみ会	秋田市	平成16年4月
山形県	置賜障害者就業・生活支援センター サポートセンターおきたま	(社福)山形県社会福祉事業団	長井市	平成14年5月
	村山障害者就業・生活支援センター ジョブサポートぱる	(社福)山形県社会福祉事業団	山形市	平成16年4月
	庄内障害者就業・生活支援センター	(社福)山形県社会福祉事業団	酒田市	平成18年4月
福島県	いわき障害者就業・生活支援センター	(社福)いわき福音協会	いわき市	平成14年5月
	県中地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ほっと福祉記念会	郡山市	平成16年4月
	会津障害者就業・生活支援センター	(社福)若樹会	会津若松市	平成18年4月
茨城県	水戸地区障害者就業・生活支援センター	(社福)水戸市社会福祉事業団	水戸市	平成14年7月
	社会福祉法人慶育会 障害者就業・生活支援センター なかま	(社福)慶育会	筑西市	平成16年4月
栃木県	とちぎ障害者就業・生活支援センター	(社福)せせらぎ会	下都賀郡壬生町	平成14年5月
群馬県	群馬西部地区障害者就業・生活支援センター	(社福)はるな郷	高崎市	平成14年5月
	障害者就業・生活支援センター 障害者支援センター わーくさぽーと	(社福)杜の舎	太田市	平成16年7月
埼玉県	障害者就業・生活支援センター ZAC	(NPO)東松山障害者就労支援センター	東松山市	平成15年4月
	障害者就業・生活支援センター こだま	(社福)美里会	児玉郡美里町	平成16年10月

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地	事業開始時期
千葉県	障害者就業・生活支援センター あかね園	(社福)あひるの会	習志野市	平成14年5月
	障害者就業・生活支援センター 千葉障害者キャリアセンター	(NPO)ワークス未来千葉	千葉市美浜区	平成16年4月
	障害者就業・生活支援センター ビッグ・ハート	(社福)実のりの会	柏市	平成18年4月
東京都	障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ	(社福)ジェイ・エイチ・シー板橋会	板橋区	平成14年5月
	障害者就業・生活支援センター アイ-キャリア	(NPO)障害者支援情報センター	世田谷区	平成16年4月
	障害者就業・生活支援センター オープナー	(社福)多摩棕櫚亭協会	国立市	平成18年4月
神奈川県	障害者支援センター ぼけっと	(社福)よるべ会	小田原市	平成17年4月
新潟県	障害者就業・生活支援センター こしじ	(社福)中越福祉会	長岡市	平成15年1月
	障害者就業・生活支援センター ハート	(社福)県央福祉会	三条市	平成16年7月
	障害者就業・生活支援センター アシスト	(社福)のぞみの家福祉会	新発田市	平成17年4月
富山県	富山障害者就業・生活支援センター	(社福)セーナー苑	富山市	平成15年1月
	高岡障害者就業・生活支援センター	(社福)たかおか万葉福祉会	高岡市	平成16年10月
	新川障害者就業・生活支援センター	(社福)新川むつみ園	下新川郡入善町	平成18年4月
石川県	金沢障害者就業・生活支援センター	(社福)金沢市社会福祉協議会	金沢市	平成15年1月
	こまつ障害者就業・生活支援センター	(社福)こまつ育成会	小松市	平成16年4月
福井県	福井障害者就業・生活支援センター ふっとわーく	(社福)福井県福祉事業団	福井市	平成15年4月
山梨県	障害者就業・生活支援センター 陽だまり	(社福)ハヶ岳名水会	北杜市	平成15年4月
長野県	上小地域障害者就業・生活支援センター SHAKE	(社福)かりがね福祉会	上田市	平成14年10月
	松本圏域障害者就業・生活支援センター あるぷ	(社福)安曇野福祉協会	安曇野市	平成17年1月
岐阜県	岐阜障害者就業・生活支援センター	(社福)岐阜市社会福祉事業団	岐阜市	平成14年5月
	山ゆり障害者就業・生活支援センター	(社福)飛騨慈光会	高山市	平成16年4月
静岡県	静岡中東遠障害者就業・生活支援センター ラック	(社福)明和会	袋井市	平成14年10月
	障害者就業・生活支援センター だんだん	医療法人社団至空会	浜松市	平成16年4月
	障害者就業・生活支援センター ひまわり	(社福)あしたか太陽の丘	沼津市	平成17年4月
	富士障害者・就業生活支援センター チャレンジ	(社福)誠信会	富士市	平成18年4月
愛知県	豊橋障害者就業・生活支援センター	(社福)岩崎学園	豊橋市	平成14年5月
	知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク	(社福)愛光園	知多郡東浦町	平成16年7月
	なごや障害者就業・生活支援センター	(社福)共生福祉会	名古屋市中村区	平成17年4月

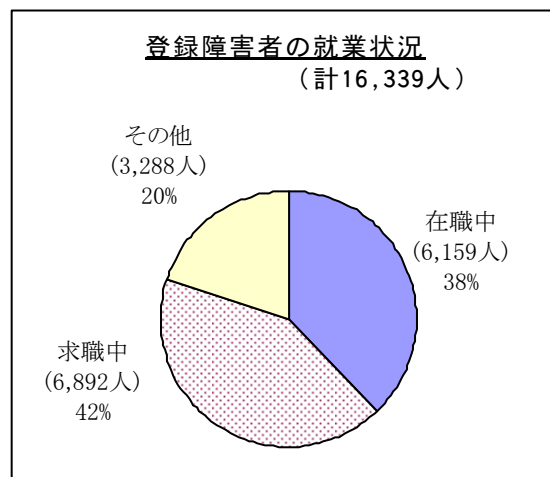
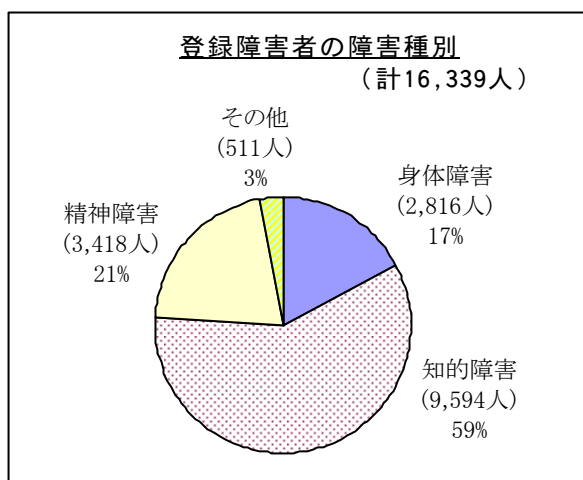
都道府県	センター名	運営法人	センター所在地	事業開始時期
三重県	四日市障害者就業・生活支援センター	(社福)四日市市社会福祉協議会	四日市市	平成14年10月
	伊勢志摩障害者就業・生活支援センター プレス	(社福)三重済美学院	伊勢市	平成16年4月
滋賀県	障害者雇用・生活支援センター(甲賀)	(社福)しがらき会	甲賀市	平成14年5月
	湖東地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ひかり福祉会	彦根市	平成16年7月
	おおつ障害者就業・生活支援センター	(NPO)おおつ「障害者の生活と労働」協議会	大津市	平成18年4月
京都府	湖東地域障害者就業・生活支援センター	(社福)京都障害児福祉協会	京都市北区	平成15年4月
	障害者就業・生活支援センター はびねす	(社福)南山城学園	城陽市	平成16年4月
	障害者就業・生活支援センター わかば	(社福)みずなぎ学園	舞鶴市	平成18年4月
大阪府	大阪市障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	大阪市平野区	平成14年5月
	北河内東障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪知的障害者育成会	大東市	平成16年4月
	南河内南障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪府障害者福祉事業団	富田林市	平成17年4月
	すいた障害者就業・生活支援センター	(社福)ぷくぷく福祉会	吹田市	平成18年4月
	高槻市障害者就業・生活支援センター	(社福)花の会	高槻市	平成18年4月
兵庫県	加古川障害者就業・生活支援センター	(社福)加古川はぐるま福祉会	加古川市	平成14年5月
	神戸障害者就業・生活支援センター	(社福)神戸聖隷福祉事業団	神戸市兵庫区	平成16年4月
	西播磨障害者就業・生活支援センター	(社福)兵庫県社会福祉事業団	赤穂市	平成18年4月
奈良県	障害者就業・生活支援センター ウィ〜ズ	(社福)創生会	磯城郡田原本町	平成15年4月
	なら障害者就業・生活支援センター コンパス	(社福)寧楽ゆいの会	奈良市	平成16年4月
和歌山県	紀南障害者就業・生活支援センター	(社福)やおき福祉会	田辺市	平成14年5月
	障害者就業・生活支援センター つれもて	(社福)一麦会	和歌山市	平成16年4月
	紀中障害者就業・生活支援センター わーくねっと	(社福)太陽福祉会	御坊市	平成18年4月
鳥取県	とっとり障害者就業・生活支援センター	(NPO)すてっぷ	米子市	平成15年1月
	障害者就業・生活支援センター しらはま	(社福)鳥取県厚生事業団	鳥取市	平成16年10月
島根県	島根西部障害者就業・生活支援センター レント	(社福)いわみ福祉会	浜田市	平成14年5月
	障害者就業・生活支援センター リーフ	(社福)親和会	出雲市	平成16年7月
	松江障害者就業・生活支援センター	(社福)桑友	松江市	平成17年4月
岡山県	岡山障害者就業・生活支援センター	(社福)旭川荘	岡山市	平成14年5月
	倉敷障害者就業・生活支援センター	(社福)倉敷市総合福祉事業団	倉敷市	平成16年7月

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地	事業開始時期
広島県	みどりの町障害者就業・生活支援センター	(社福)みどりの町	三原市	平成14年5月
	東部地域障害者就業・生活支援センター	(社福)静和会	府中市	平成16年4月
山口県	光栄会 障害者就業・生活支援センター	(社福)光栄会	宇部市	平成14年5月
徳島県	障害者就業・生活支援センター「わーくわく」	(社福)愛育会	板野郡松茂町	平成14年5月
	障害者就業・生活支援センター「箬藏山荘」	(社福)池田博愛会	三好市	平成17年4月
	障害者就業・生活支援センター よりそい	(社福)柏濤会	海部郡美波町	平成18年4月
香川県	障害者就業・生活支援センター 共生	(社福)恵愛福祉事業団	東かがわ市	平成15年4月
愛媛県	えひめ障害者就業・生活支援センター	(社福)愛媛県社会福祉事業団	松山市	平成14年10月
	障害者就業・生活支援センター あみ	(社福)来島会	今治市	平成16年7月
高知県	障害者就業・生活支援センター ラポール	(社福)高知県知的障害者育成会	四万十市	平成15年1月
	高知障害者就業・生活支援センター シャイン	(社福)太陽福祉会	高知市	平成16年4月
福岡県	北九州障害者就業・生活支援センター	(社福)北九州市手をつなぐ育成会	北九州市戸畑区	平成14年5月
	障害者就業・生活支援センター「デュナミス」	(社福)上横山保育会	八女郡広川町	平成17年4月
	福岡県央障害者就業・生活支援センター	(社福)鞍手ゆたか福祉会	直方市	平成18年4月
佐賀県	社会福祉法人たちばな会 障害者就業・生活支援センター	(社福)たちばな会	嬉野市	平成14年7月
長崎県	長崎障害者就業・生活支援センター	(社福)南高愛隣会	諫早市	平成14年5月
	長崎県北地域障害者就業・生活支援センター	(社福)民生会	北松浦郡佐々町	平成18年4月
熊本県	熊本障害者就業・生活支援センター	(社)熊本県高齢・障害者雇用支援協会	熊本市	平成16年4月
	熊本県南部障害者就業・生活支援センター「結」	(社福)慶信会	八代市	平成17年4月
大分県	障害者就業・生活支援センター 大分プラザ	(社福)博愛会	大分市	平成14年10月
	障害者就業・生活支援センター サポートネットすまいる	(社福)大分県社会福祉事業団	宇佐市	平成16年4月
	障害者就業・生活支援センターはぎの	(社福)大分県社会福祉事業団	日田市	平成18年4月
宮崎県	みやざき障害者就業・生活支援センター	(社福)宮崎県社会福祉事業団	宮崎市	平成15年4月
鹿児島県	かごしま障害者就業・生活支援センター	(社福)鹿児島県社会福祉事業団	日置郡伊集院町	平成15年10月
沖縄県	障害者就業・生活支援センター ティーダ&チムチム	(社福)名護学院	名護市	平成14年5月
	中部地区障害者就業・生活支援センター	(社福)新栄会	沖縄市	平成16年7月
	南部地区障害者就業・生活支援センター しごと・せいかつ支援センター 群星(むりぶし)	(社福)伊集の木会	那覇市	平成17年4月

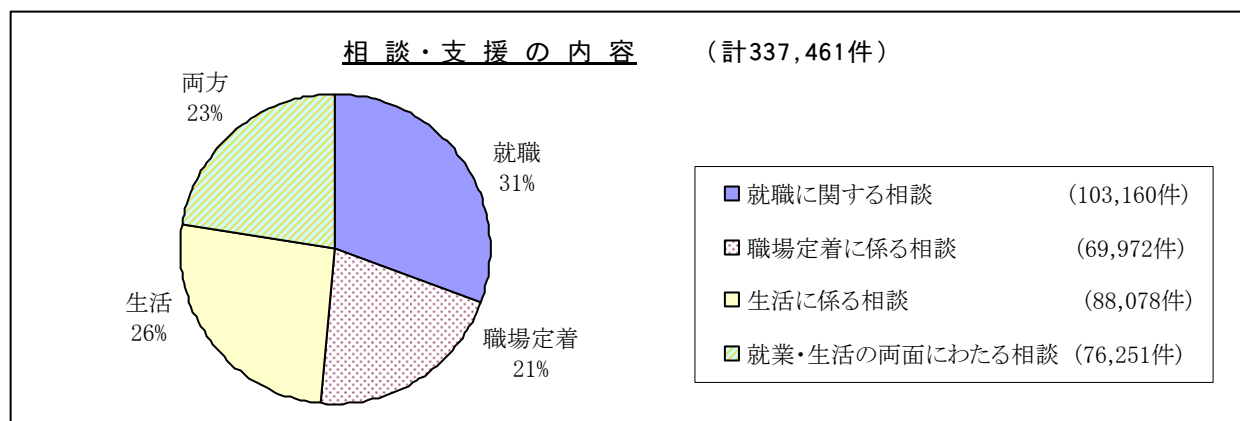
## 障害者就業・生活支援センター事業の実施状況 — 平成 17 年度の概況 —

- 平成 17 年度に設置・運営されたのは、全国で計 90 センター。
- 平成 17 年度末時点の支援対象障害者数（登録者数）は 16,339 人。
- 障害者（登録前を含む。）に対して、年間で延べ 337,461 件の相談・支援を実施。
- 就職件数は、年間で計 2,524 件。
- 事業主に対して、年間で計 7,454 事業所に対して延べ 71,470 件の相談・支援を実施。

### (1) 支援対象障害者（登録者）の状況



### (2) 障害者に対する相談・支援の状況



### (3) 障害者の就職状況

(件)

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
433 (17%)	1,493 (59%)	524 (21%)	74 (3%)	2,524

### (4) 事業所に対する相談・支援の状況

(件)

事業所数	来所	電話	企業訪問	その他	合計
7,454所	1,505 (2%)	25,611 (36%)	43,269 (61%)	1,085 (2%)	71,470

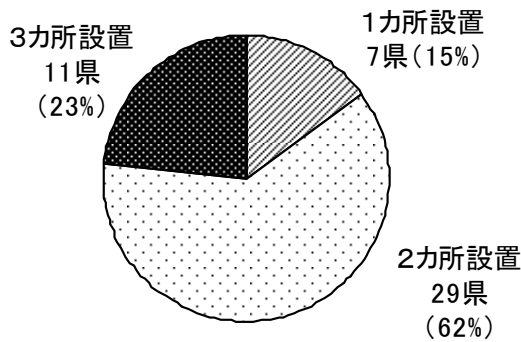


# 障害者就業・生活支援センター事業の実施状況 — 平成 17 年度の具体的取組 —

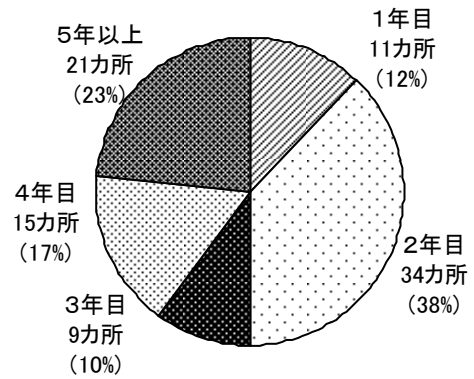
## I. 事業の展開・実施体制

### 1. センターの設置分布

(1) 都道府県別の設置箇所数の分布

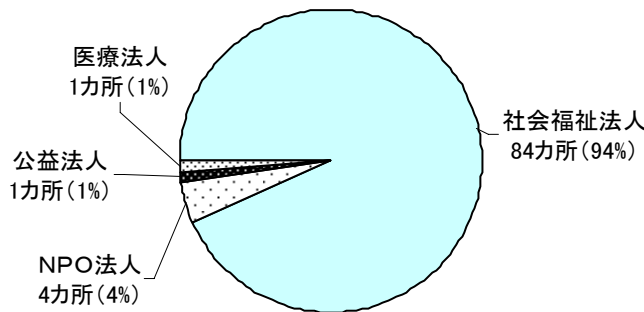


(2) 運営経過年数の分布



注) 「5年以上」のセンターは、あっせん型障害者雇用支援センターから移行したもの。

### 2. 運営法人の種類



### 3. 事業の実施体制

#### ① 基本的な実施体制

- ・ 就業支援担当者 2 名 (国からの委託 (雇用安定等事業) で配置している者)
- ・ 生活支援担当者 1 名 (国からの補助 (生活支援等事業) で配置している者)

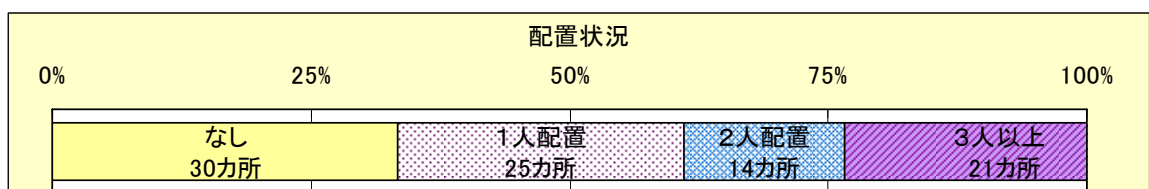
#### ② 上記以外

上記以外で支援担当者(他の業務との兼務を含む)を配置しているセンターは計 60 カ所。

(法人の独自負担又は地方自治体からの補助等)

#### 【支援担当者の担当業務の例】

センター長、第 1 号職場適応援助者、就業支援サポーター、障害者雇用サポーター、雇用支援員、職場開拓員、障害者就労定着推進員、心理判定員等





## Ⅱ. 事業の具体的な実施状況

### 1. 支援対象障害者の状況

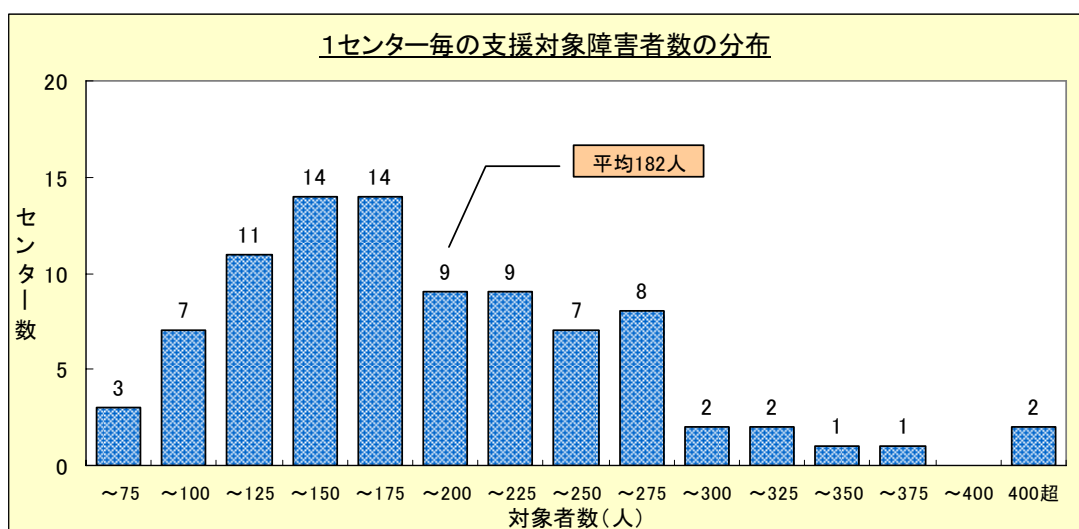
(1) 相談等の支援を行った障害者の実人数 (登録者以外を含む)

90 センター計	21,126 人
1センター当たり	235 人 (前年度 159 人、48%増)

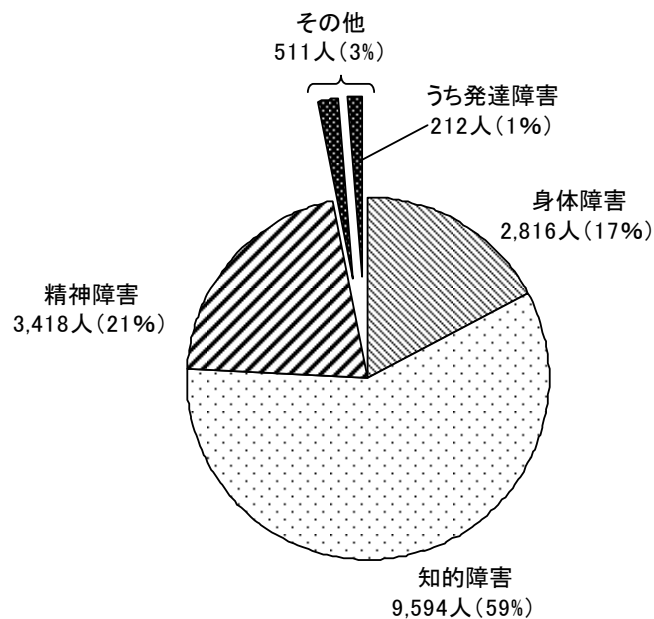
(2) 登録状況 (障害種別、就業状況)

#### ① 登録者数

90 センター計	16,339 人
1センター当たり	182 人 (前年度 155 人、17%増)



#### ② 障害種類別の登録状況



③ 障害種別・就業状況別の登録状況

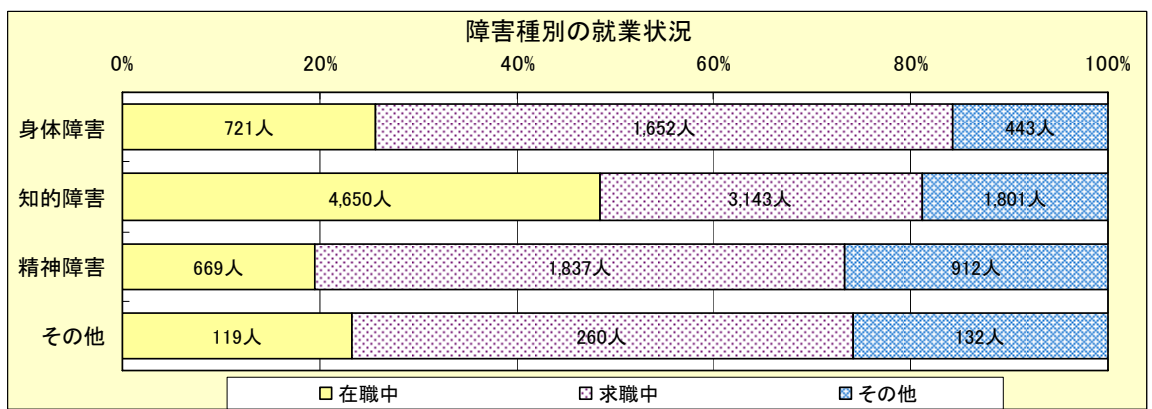
(人)

障害種別 \ 就業状況	身体障害		知的障害		精神障害	その他	合計
		(うち重度)		(うち重度)			
在職中	721	(250)	4,650	(608)	669	119	6,159
求職中	1,652	(551)	3,143	(344)	1,837	260	6,892
その他	443	(151)	1,801	(319)	912	132	3,288
合計	2,816	(952)	9,594	(1,271)	3,418	511	16,339

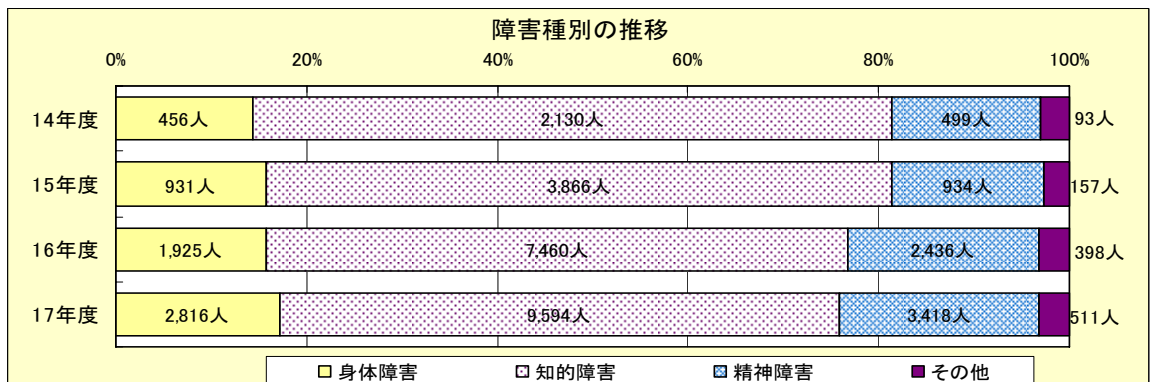
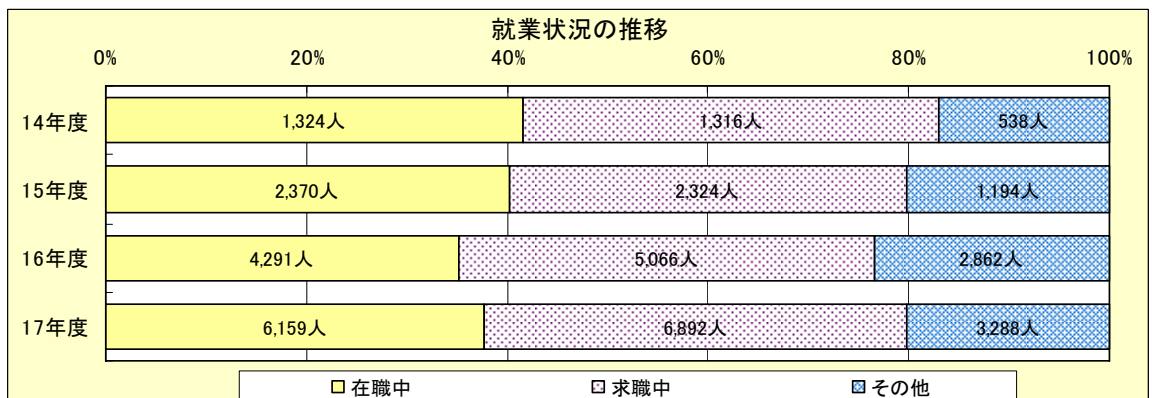


「その他」のうち発達障害者の数 212人

④ 障害種別による就業状況



[参考：年度推移でみる就業状況別・障害種別の登録状況]

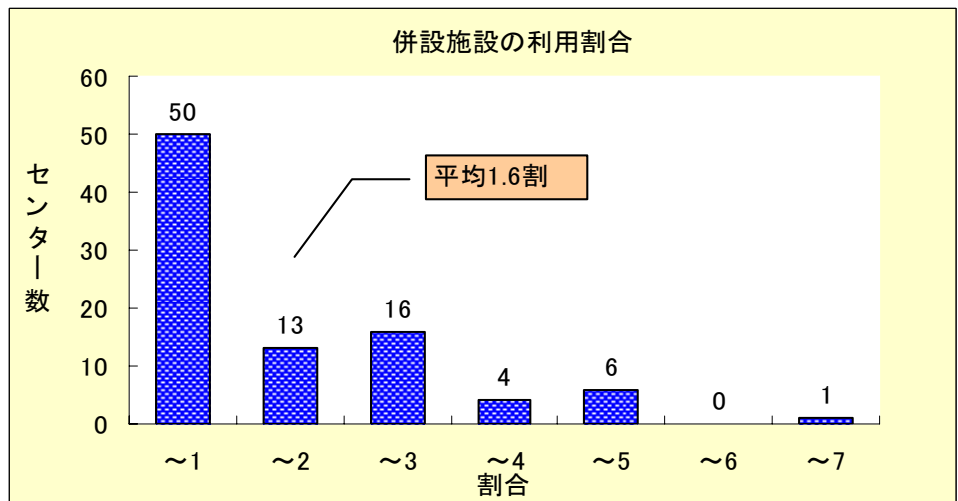


⑤ 新規登録者数

(人)

障害種別 就業状況	身体障害		知的障害		精神障害	その他	合計
		(うち重度)		(うち重度)			
在職中	241	(80)	1,066	(144)	266	54	1,627
求職中	883	(278)	1,509	(165)	983	166	3,541
その他	129	(53)	543	(86)	318	69	1,059
合計	1,253	(411)	3,118	(395)	1,567	289	6,227

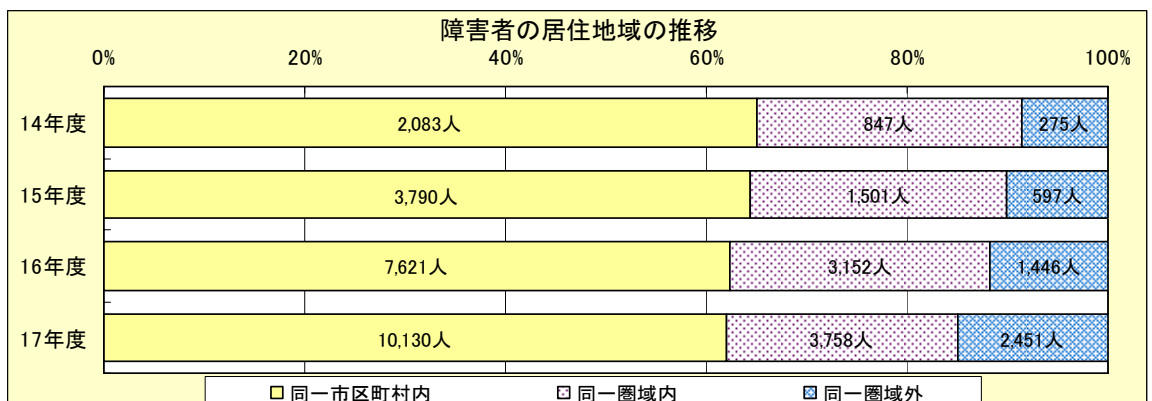
(3) 登録者のうち法人内施設の利用者が占める割合



(4) 登録者の居住地の状況

	90 センター計		1センター当たり
同一市区町村内	10,130 人	62%	113 人
同一障害保健福祉圏域内	3,758 人	23%	42 人
同一障害保健福祉圏域外	2,451 人	15%	27 人
合計	16,339 人	100%	182 人

[参考：年度推移でみる支援対象地域の広がり]

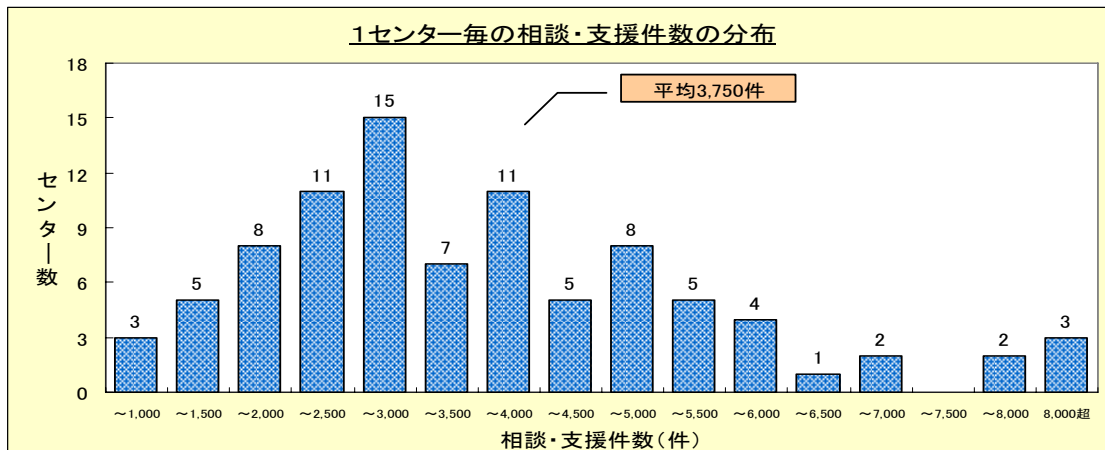


## 2. 障害者に対する支援の実施状況

### (1) 支援対象障害者に対する相談・支援

#### ① 相談・支援件数

90 センター計	337,461 件
1センター当たり	3,750 件 (前年度 3,096 件、21%増)



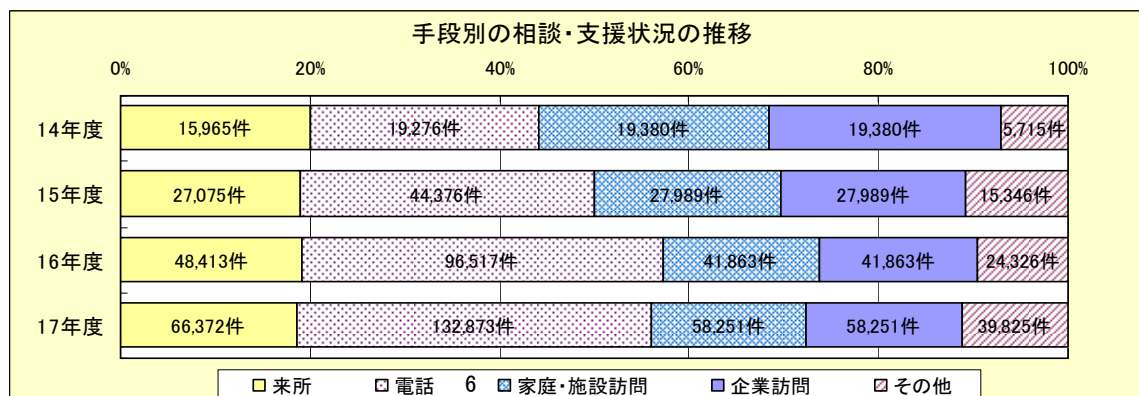
#### ② 手段別の相談・支援件数

	90 センター計		1センター当たり
センターへの来所	66,372 件	20%	737 件
電話・Fax・e-mail	132,873 件	39%	1,476 件
家庭・入所施設への訪問	40,140 件	12%	446 件
職場訪問	58,251 件	17%	647 件
その他	39,825 件	12%	443 件
合計	337,461 件	100%	3,750 件

→ 「その他」の支援の内容

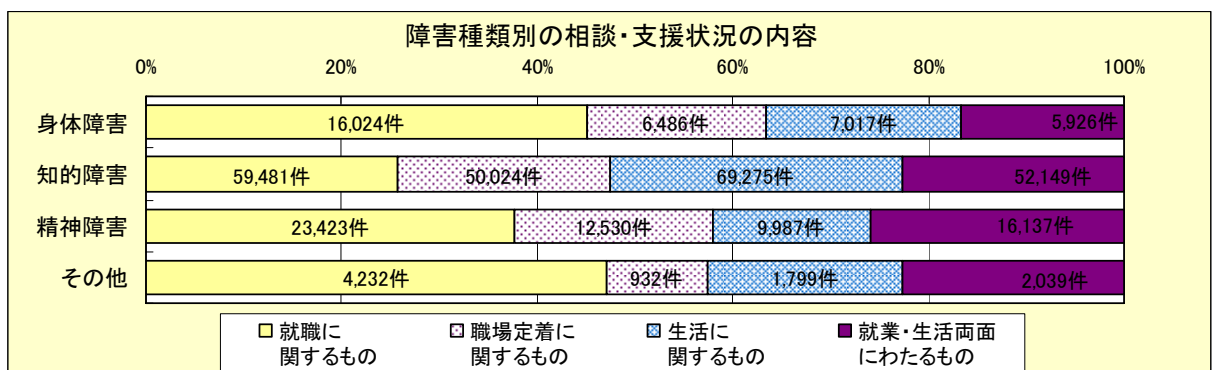
- 同行支援
  - ・ ハローワーク、地域障害者職業センター、採用面接・合同面接会への同行
  - ・ 手帳・年金申請等の諸手続のための行政機関への同行
  - ・ 発達障害者支援センター、更生相談所、医療機関への同行
  - ・ 警察、裁判所、消費者生活支援センター、労働基準監督署、金融機関等への同行
- 関係機関との連絡調整
  - ・ 連携会議、ケース会議への出席
  - ・ 連絡調整のための関係機関訪問
- その他
  - ・ 通勤支援、外出支援、余暇活動支援

〔参考：年度推移でみる手段別の相談・支援の状況〕

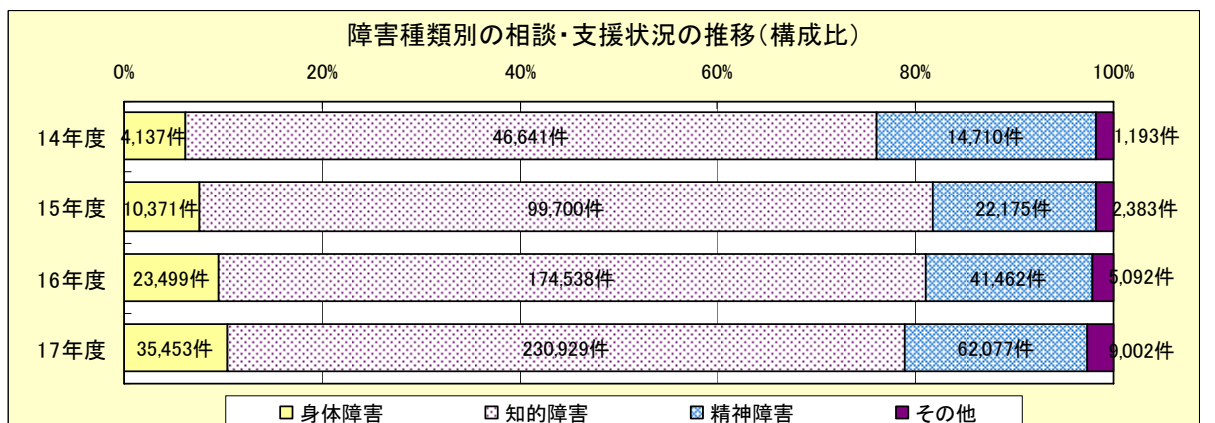
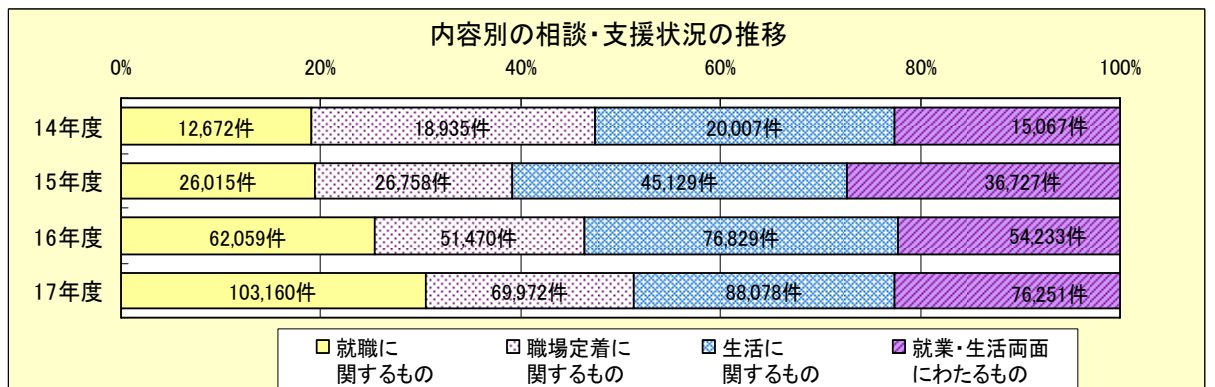


③ 支援対象障害者に対する相談・支援件数(内容別)

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計	1センター 当たり
就職に向けた相談・支援	16,024 件 (45%)	59,481 件 (26%)	23,423 件 (38%)	4,232 件 (47%)	103,160 件 (31%)	1,146 件
職場定着に向けた相談・支援	6,486 件 (18%)	50,024 件 (22%)	12,530 件 (20%)	932 件 (10%)	69,972 件 (21%)	777 件
日常生活、社会生活に関する相談・支援	7,017 件 (20%)	69,275 件 (30%)	9,987 件 (16%)	1,799 件 (20%)	88,078 件 (26%)	979 件
就業と生活の両方にわたる相談・支援	5,926 件 (17%)	52,149 件 (23%)	16,137 件 (26%)	2,039 件 (23%)	76,251 件 (23%)	847 件
合計	35,453 件 (100%)	230,929 件 (100%)	62,077 件 (100%)	9,002 件 (100%)	337,461 件 (100%)	3,750 件



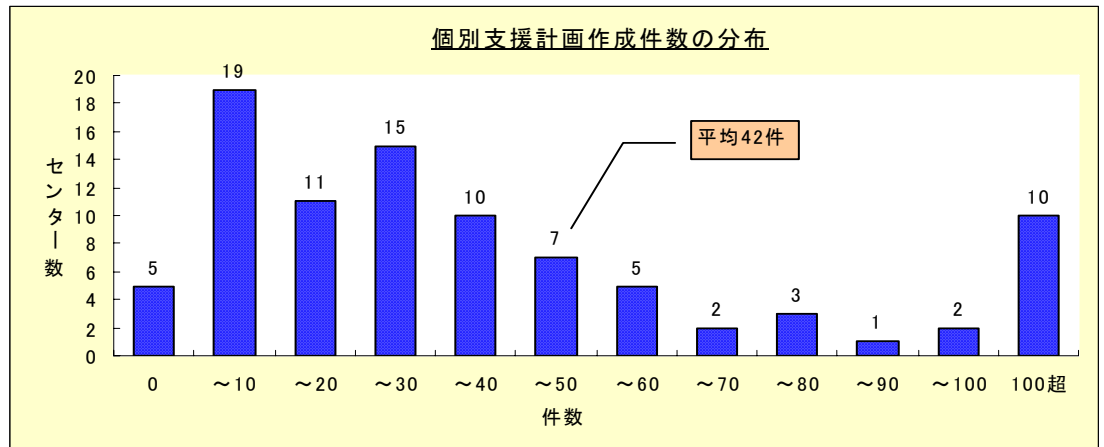
[参考：年度推移でみる内容別・障害種類別の相談・支援の状況]



(2) 個別支援計画の作成件数

① 計画作成件数

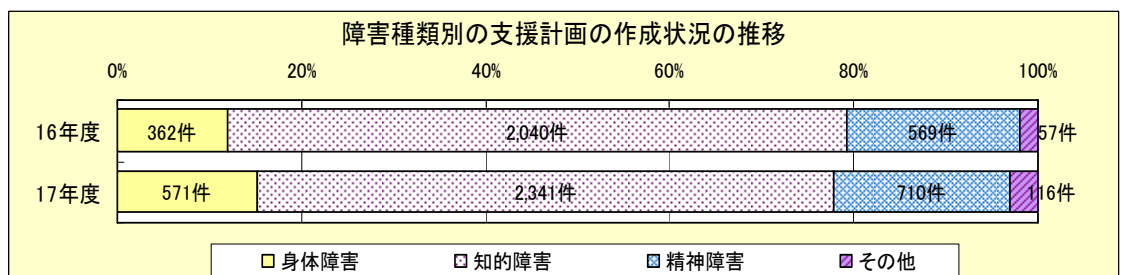
90 センター計	3,738 件
1センター当たり	42 件 (前年度 38 件、11%増)



② 障害種類別の計画作成件数

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計	1センター当たり
571 件 (15%)	2,341 件 (63%)	710 件 (19%)	116 件 (3%)	3,738 件 (100%)	42 件

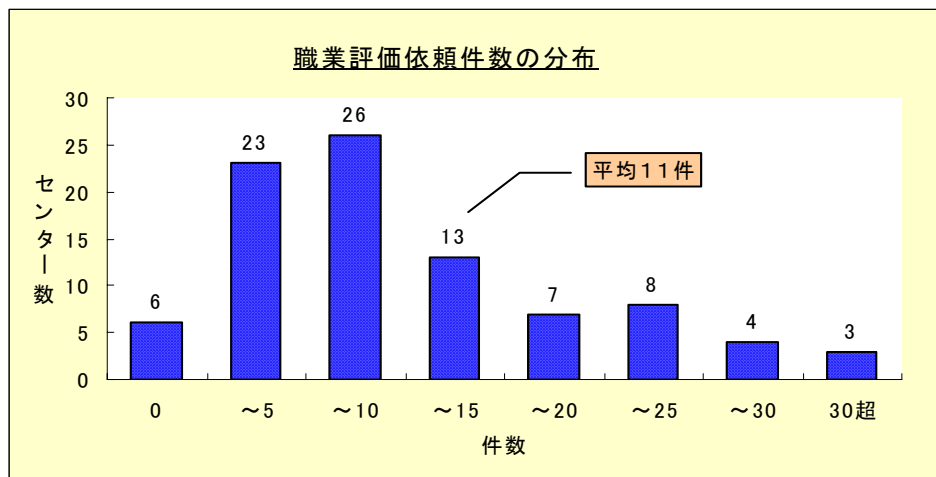
[参考：年度推移でみる障害種類別の支援計画の作成状況]



(3) 地域障害者職業センターへの職業評価依頼件数

① 評価依頼件数

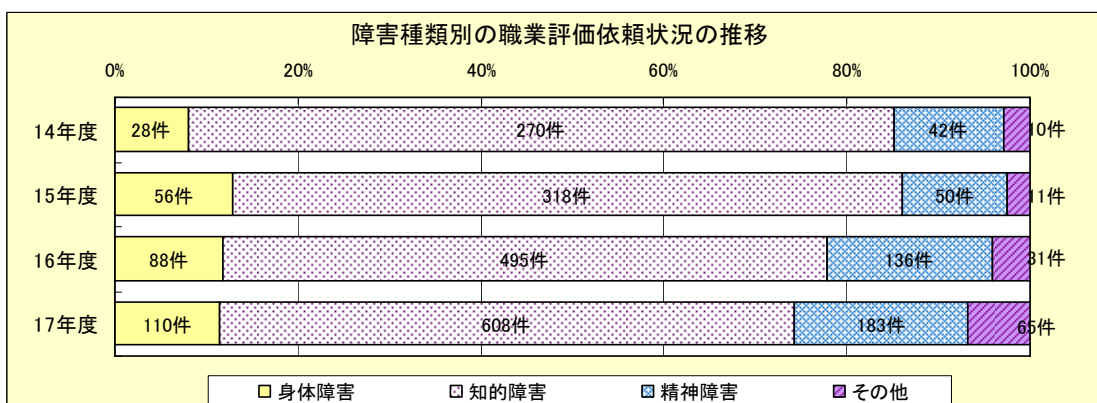
90 センター計	966 件
1センター当たり	11 件 (前年度9件、22%増)



② 障害種類別の評価依頼件数

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計	1センター当たり
110 件 (11%)	608 件 (63%)	183 件 (19%)	65 件 (7%)	966 件 (100%)	11 件

[参考：年度推移でみる障害種類別の評価依頼状況]

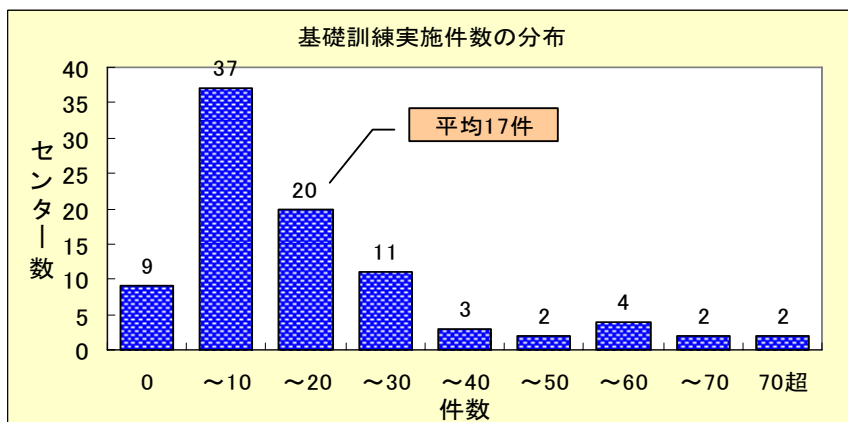




(4) 併施設又は提携施設における基礎訓練の実施状況

① 基礎訓練実施件数

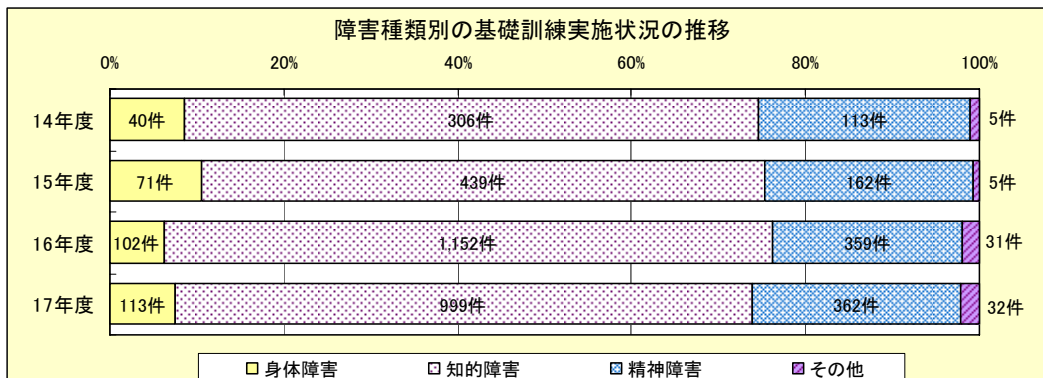
90 センター計	1,506 件
1 センター当たり	17 件 (前年度 21 件、20%減)



② 障害種類別の基礎訓練の実施件数

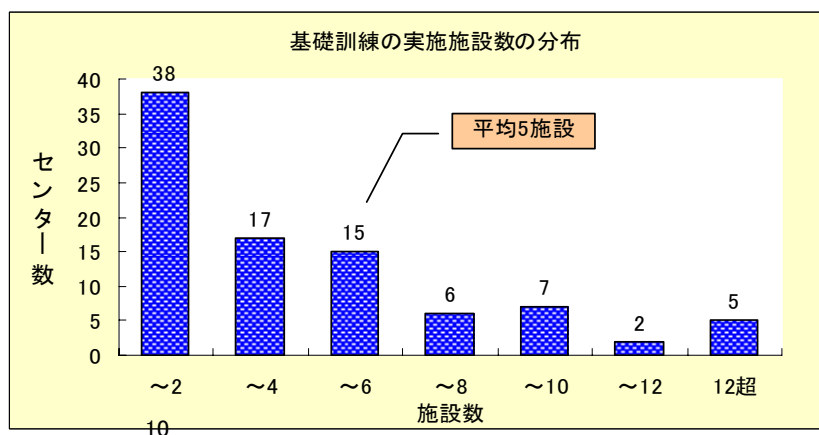
身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計	1 センター 当たり
113 件 (8%)	999 件 (66%)	362 件 (24%)	32 件 (2%)	1,506 件 (100%)	17 件

[参考：年度推移でみる障害種類別の基礎訓練実施状況]



③ 基礎訓練の実施施設数

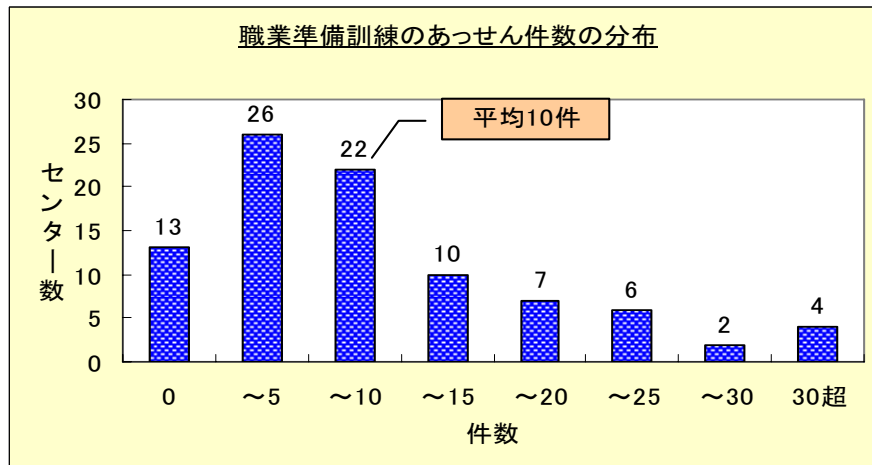
90 センター計	405 施設
1 センター当たり	5 施設 (前年度 4 施設、16%増)



(5) 職業準備訓練のあっせん状況

① 職業準備訓練あっせん件数

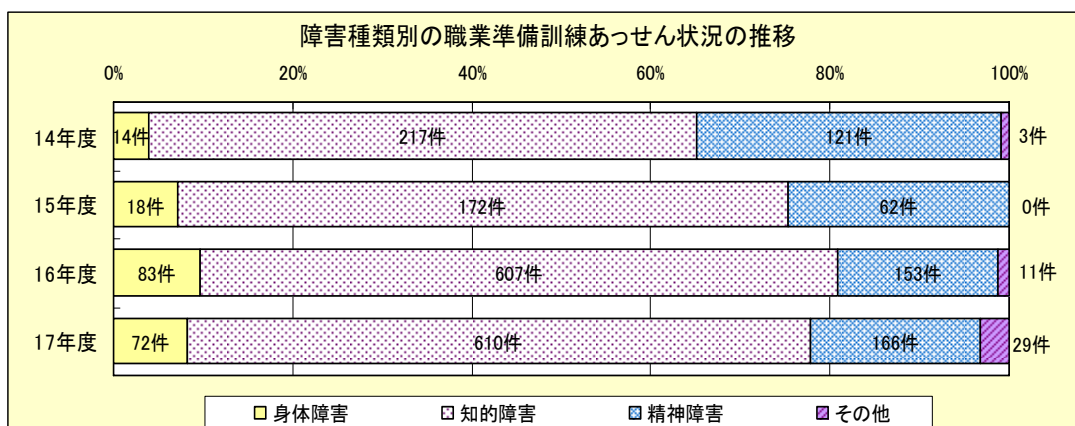
90 センター計	877 件
1センター当たり	10 件 (前年度 11 件、-10%減)



② 障害種類別の職業準備訓練あっせん件数

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計	1センター当たり
72 件 (8%)	610 件 (70%)	166 件 (19%)	29 件 (3%)	877 件 (100%)	10 件

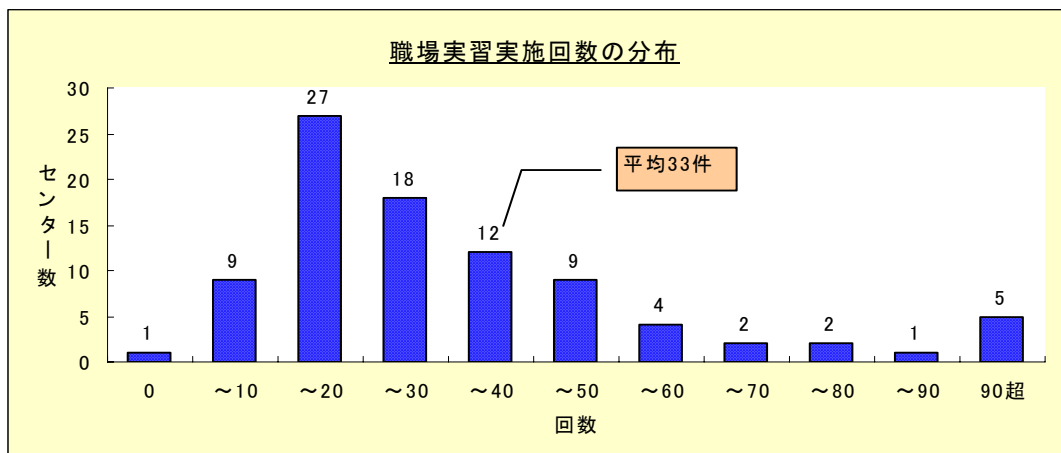
[参考：年度推移でみる障害種類別の職業訓練あっせん状況]



(6) 職場実習の実施件数

① 職場実習の実施件数

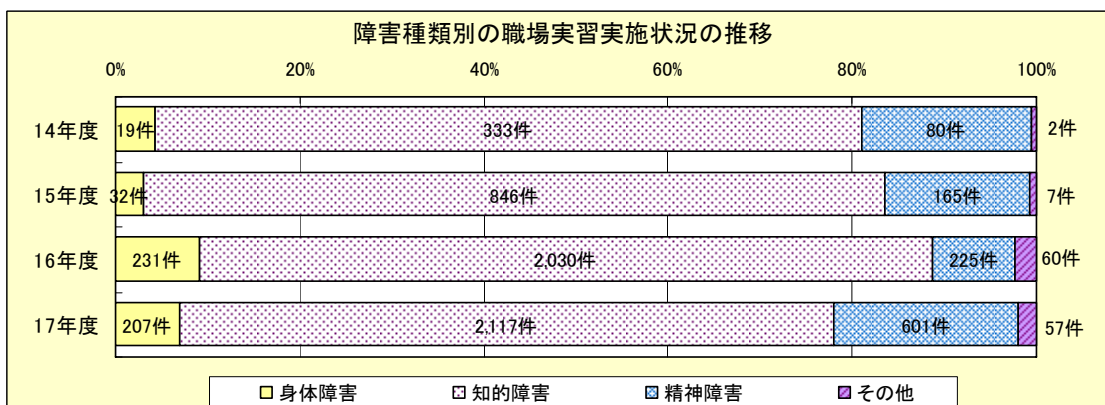
90 センター計	2,982 件
1センター当たり	33 件 (前年度 32 件、3%増)



② 障害種類別の職場実習の実施件数

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計	1センター当たり
207 件 (7%)	2,117 件 (71%)	601 件 (20%)	57 件 (2%)	2,982 件 (100%)	33 件

[参考：年度推移でみる障害種類別の職場実習実施状況]

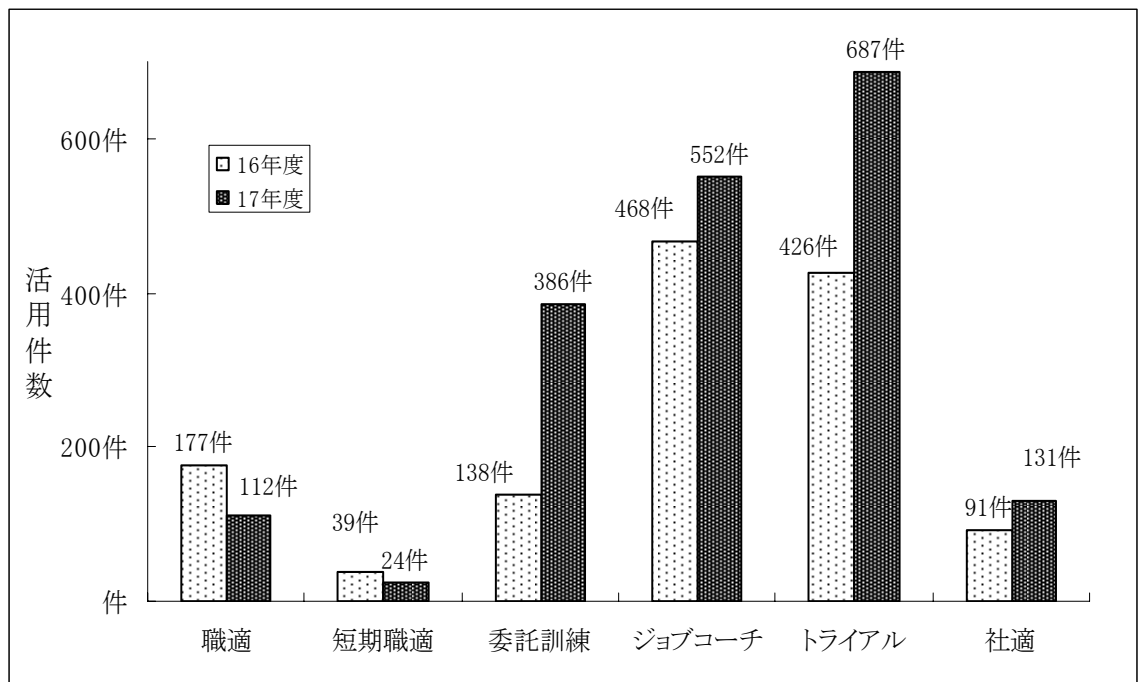


(7) 各種就業支援措置の活用状況

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計	1センター 当たり
職場適応訓練	10件 (9%)	85件 (76%)	17件 (15%)	— —	112件 (100%)	1.2件
短期職場適応訓練	1件 (4%)	22件 (92%)	1件 (4%)	— —	24件 (100%)	0.3件
障害者の態様に応じた多様な 委託訓練	28件 (7%)	255件 (66%)	99件 (26%)	4件 (1%)	386件 (100%)	4.3件
地域障害者職業センターにお ける職場適応援助者支援事業	21件 (4%)	453件 (82%)	73件 (13%)	5件 (1%)	552件 (100%)	6.1件
障害者試行雇用事業(トライ アル雇用事業)	80件 (12%)	492件 (72%)	108件 (16%)	7件 (1%)	687件 (100%)	7.6件
精神障害者社会適応訓練事業	— —	— —	113件 (100%)	— —	113件 (100%)	1.3件
その他の就業支援制度	17件 (6%)	234件 (81%)	34件 (12%)	3件 (1%)	288件 (100%)	3.2件

→ 「その他の就業支援制度」の内容

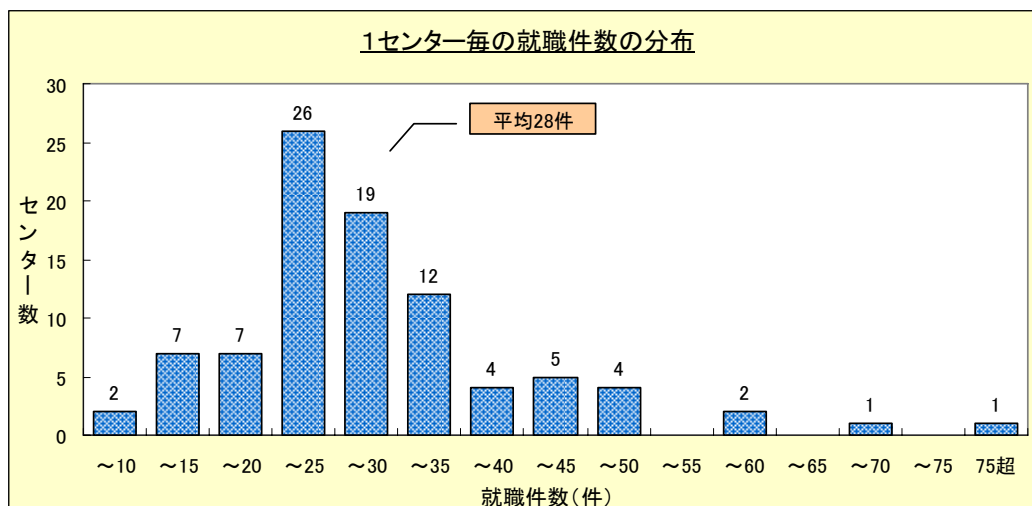
- 地域障害者就労支援事業における組み合わせ実習（ハローワーク）
- 地方自治体の単独事業（職場体験実習事業、インターンシップ事業、定着推進事業、就業支援サポート事業等）
- 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の活用



(8) 支援対象障害者の就職状況

① 就職件数

90 センター計	2,524 件
1 センター当たり	28 件 (前年度 22 件、28%増)



② 障害種別・就業時間別の就職件数

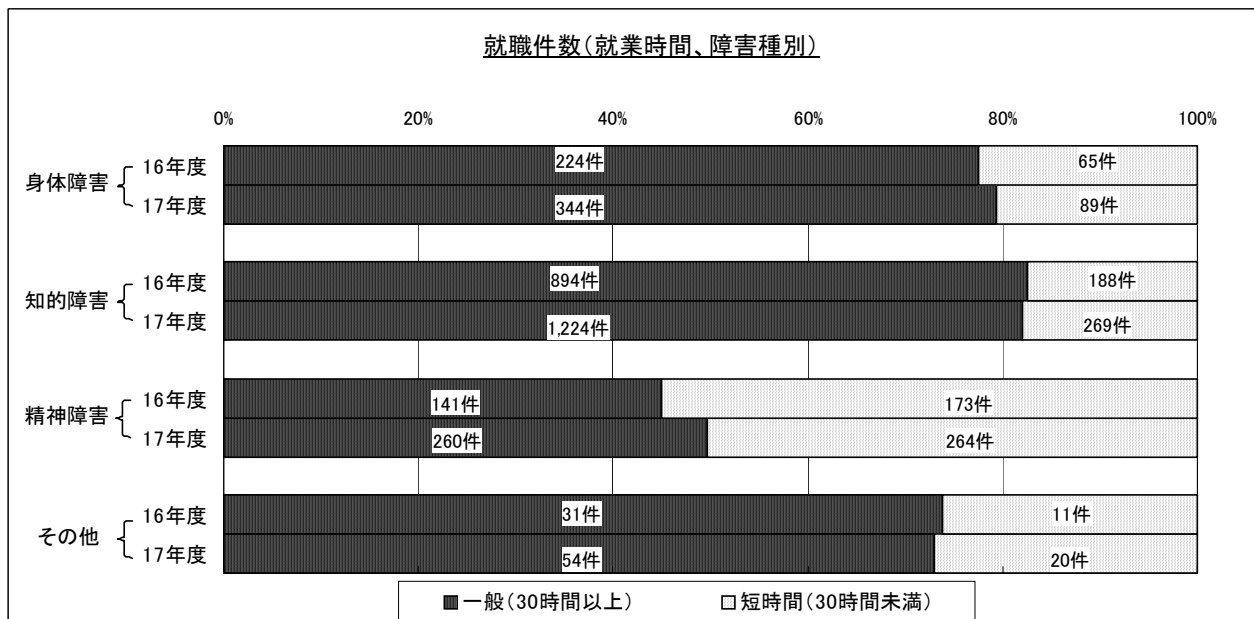
	身体障害		知的障害		精神障害	その他	合計
		(うち重度)		(うち重度)			
一般 (30 時間以上)	344 件	(127 件)	1,224 件	(164 件)	260 件	54 件	1,882 件
短時間 (30 時間未満)	89 件	(27 件)	269 件	(44 件)	264 件	20 件	642 件
90 センター合計	433 件	(154 件)	1,493 件	(208 件)	524 件	74 件	2,524 件
1 センター当たり	5 件	(2 件)	17 件	(2 件)	6 件	1 件	28 件

< 障害種別 >

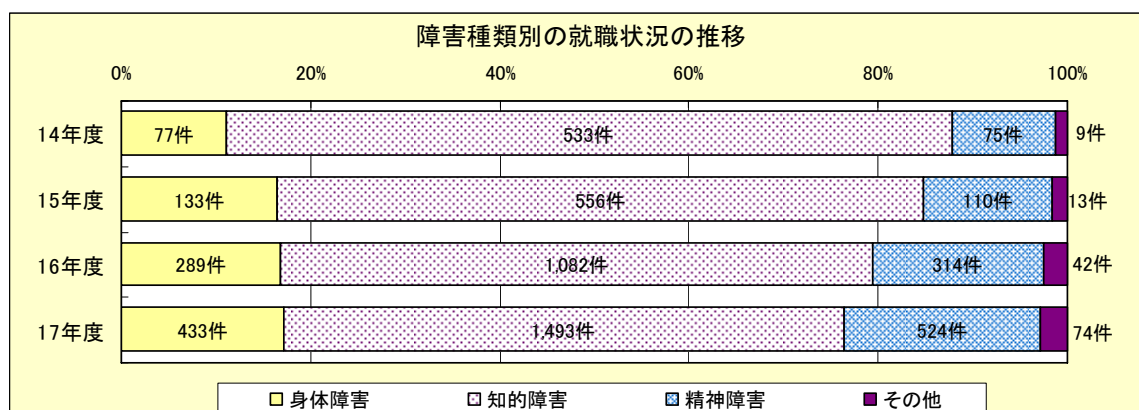
	身体障害		知的障害		精神障害	その他	合計
		(うち重度)		(うち重度)			
一般 (30 時間以上)	18%	(7%)	65%	(9%)	14%	3%	100%
短時間 (30 時間未満)	14%	(4%)	42%	(7%)	41%	3%	100%
90 センター合計	17%	(6%)	59%	(8%)	21%	3%	100%

< 就業時間別 >

	身体障害		知的障害		精神障害	その他	合計
		(うち重度)		(うち重度)			
一般 (30 時間以上)	79%	(82%)	82%	(79%)	50%	73%	75%
短時間 (30 時間未満)	21%	(18%)	18%	(21%)	50%	27%	25%
90 センター合計	100%	(100%)	100%	(100%)	100%	100%	100%



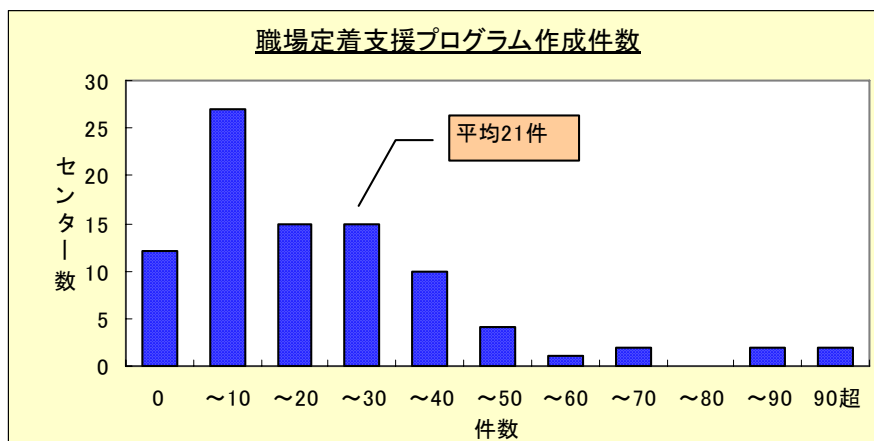
[参考：年度推移でみる障害種類別の就職状況]



(9) 職場定着支援の実施状況

① 職場定着支援プログラム作成件数

90 センター計	1,909 件
1 センター当たり	21 件 (前年度 16 件、31%増)



② 17年度に就職した者のうち、平成18年4月1日現在における職場定着状況

17年度の年間就職者数 (A)	2,447 人
18年4月1日現在の雇用継続者数 (B)	1,894 人
離職者数 (A-B)	565 人
雇用継続割合 (B/A)	77.4%

③ センター主催の定期的な集まり(同窓会、茶話会その他余暇行事等)開催状況

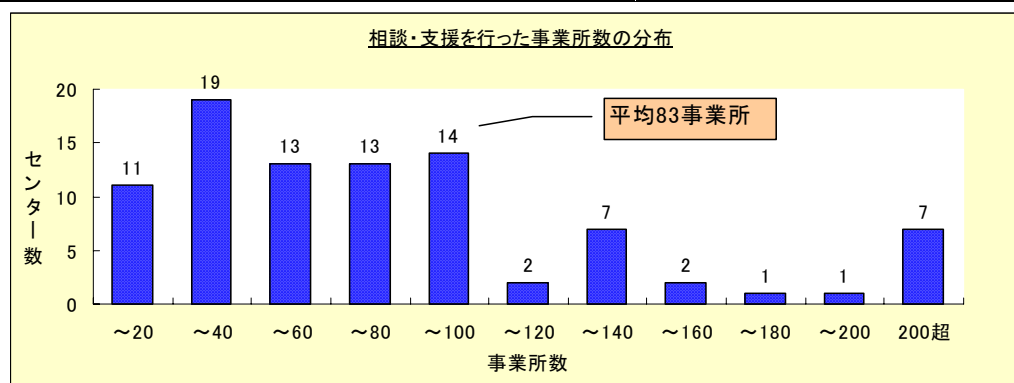
- 茶話会・交流会等
  - ・ 茶話会、食事会、立食パーティー、サロンの開催等
  - ・ 交流会 (利用者のOB会、地域住民との交流会、養護学校卒業生同窓会、就労者本人会、就労者親の会、事業主団体主催の働く仲間の交流会、事業主との懇親会)
  - ・ 他センターとの情報交換会
  - ・ カウンセリング (健康相談、教育相談、ピアカウンセリング)
- 余暇活動・行事
  - ・ 季節行事 (お花見会、暑気払い、夏祭り、勤労感謝祭、クリスマス会、餅つき大会等)
  - ・ クラブ・サークル活動 (お茶、お花、サッカー、刺し子等)
  - ・ レクリエーション (映画、ボーリング、カラオケ、釣り、バーベキュー等)
  - ・ 旅行 (1泊2日、日帰り旅行、バスツアー、デイキャンプ)
- 勉強会
  - ・ 見学会 (職場、アビリンピック、ハローワーク、地域支援センター等)
  - ・ 講習会 (防犯、ビジネスマナー、免許、自立支援法等)
  - ・ 勉強会 (パソコン、料理、コミュニケーション学習、英会話、生活全般等)
  - ・ 体験談公聴会 (OBの体験談を聴く会、「父親奮闘記」「母親奮闘記」を聴く会)
- その他
  - ・ ボランティア活動 (駅前清掃、赤い羽根募金など)
  - ・ 各種関係機関や社会資源、催物の情報提供、併設施設が主催する行事への参加呼びかけ



### 3. 事業主に対する雇用管理に関する支援の実施状況

#### (1) 相談・支援の対象事業所数

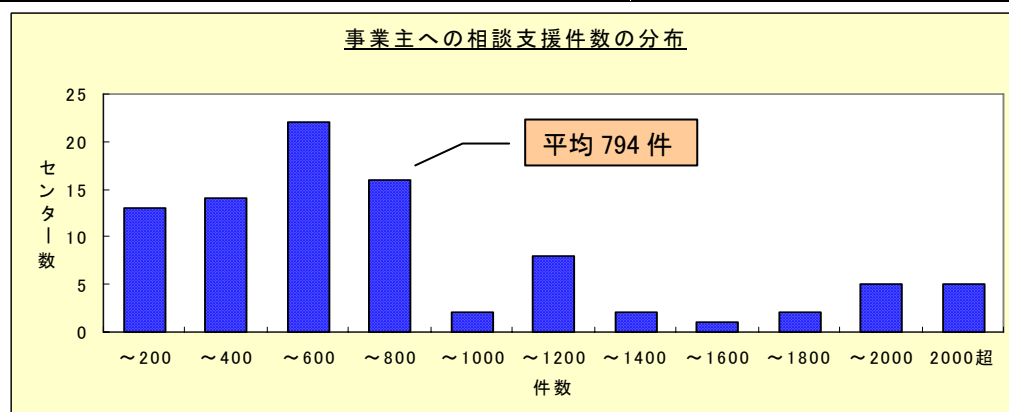
90 センター計	7,454 事業所
1 センター当たり	83 事業所 (前年度 67 所、24%増)



#### (2) 相談・支援の実施状況

##### ① 相談・支援件数

90 センター計	71,470 件
1 センター当たり	794 件 (前年度 725 件、10%増)



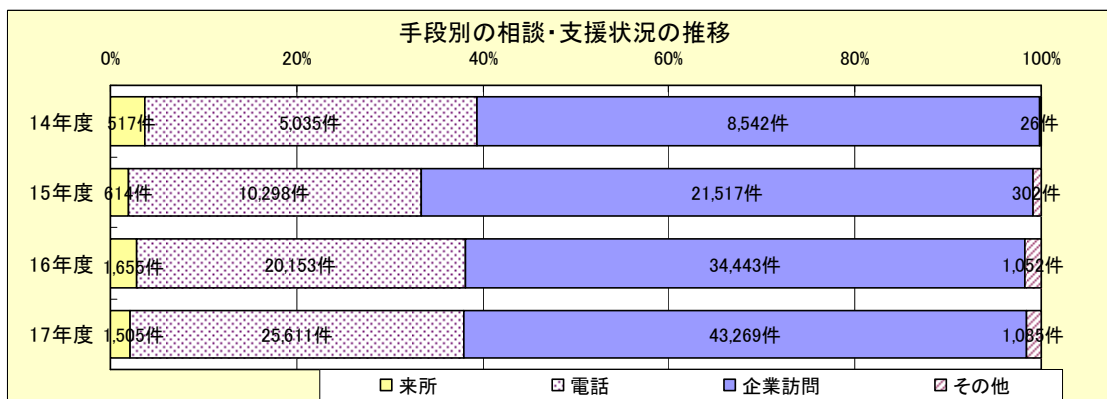
##### ② 手段別の相談・支援件数

	90 センター計	構成比	1 センター 当たり
センターへの来所	1,505 件	2%(前年度 3%)	17 件
電話 (e-mail 等を含む)	25,611 件	36%(前年度 35%)	285 件
企業訪問(職場開拓、職場定着支援を含む)	43,269 件	61%(前年度 60%)	481 件
その他	1,085 件	2%(前年度 2%)	12 件
合計	71,470 件	100%	794 件

→ 「その他」の内容 (自由記述より)

- ・ 障害者雇用に積極的な企業への案内、訪問同行
- ・ 企業を対象とした講演会の開催
- ・ 企業や関係機関が集まる会議、会合等での情報提供や情報交換
- ・ 関係機関を経由しての連絡調整等
- ・ 障害者職業センター、ハローワーク等への相談同席
- ・ 障害者の家庭訪問等への同席
- ・ 事業所主催の歓迎会等への参加同行 (両者の不安軽減、センターによる支援の周知を図る)

〔参考：年度推移でみる手段別の相談・支援状況〕

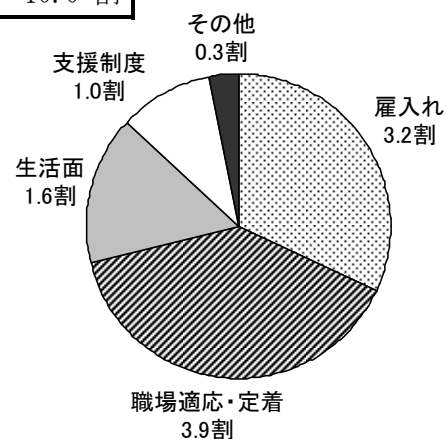


③ 内容別の相談・支援の割合

雇入れに関する相談・支援	3.2割
雇用する障害者の職場適応・職場定着に関する相談・支援	3.9割
雇用する障害者の生活面に関する相談・支援	1.6割
障害者の雇用支援制度に関する相談・支援	1.0割
その他	0.3割
合計	10.0割

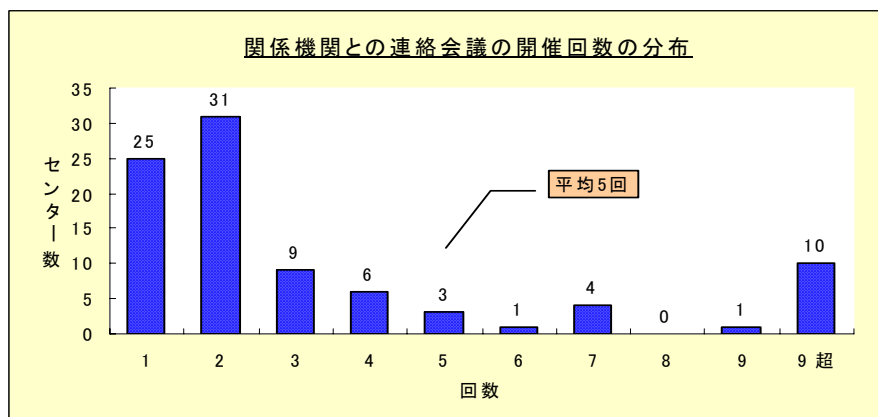
→「その他」の内容

- ・ 職場実習、職場見学等の受入れに関する相談、情報提供、連絡調整
- ・ 事業所閉鎖による解雇についての相談、再就職の調整
- ・ 家族との連携の仕方についての助言
- ・ 特例子会社設立に関する相談支援
- ・ 関係継続のための顔つなぎ



4. 関係機関との連絡会議の開催状況

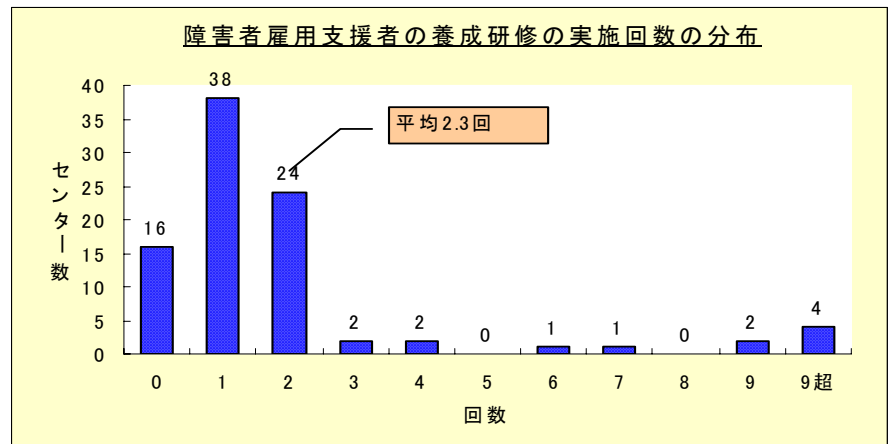
	センターが主催	他機関主催会議への参加
90センター計	429回	7,101回
1センター当たり	5回	79回



## 5. 障害者雇用支援者の活用状況

### ① 養成研修の実施回数等

	養成研修		登録者数
	実施回数	参加対象者数	
90 センター計	211 回	4,939 人	677 人
1センター当たり	2 回	55 人	8 人



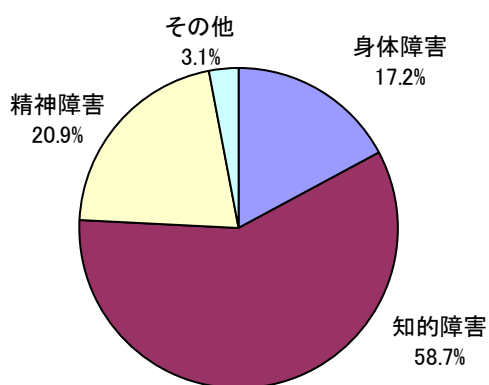
### ② 障害者雇用支援者の活用例

- 就業面の支援
  - ・ 併設施設での基礎訓練、準備訓練、委託訓練、職場実習等の指導援助
  - ・ 職場開拓
  - ・ 面接同行（手話通訳）
  - ・ 精神障害者のグループ就労支援
  - ・ 職場定着支援（通勤支援、職場環境改善支援、人間関係の調整など）
  - ・ 企業定年退職者を活用した訓練指導、職場開拓
  - ・ 企業経験者を活用した就職面接の練習
- 生活面の援
  - ・ 余暇活動企画、余暇活動への参加
  - ・ 悩みなどの相談相手
  - ・ 外出時の支援、通院付き添い
  - ・ 家庭訪問による様子伺い
- その他
  - ・ 学習会、手話講習会等の講師
  - ・ 啓発活動、会議の運営補助
  - ・ 情報収集、情報提供（障害理解のための資料配付等）

### Ⅲ. 障害者就業・生活支援センターとハローワークの支援対象者の障害種別の比較

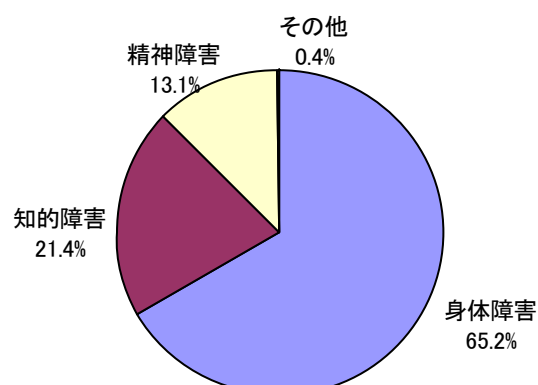
#### (1) 求職者(17年度)の障害種別の割合について

##### ① 障害者就業・生活支援センター



※登録者のうち求職中の者  
(H18年3月末)

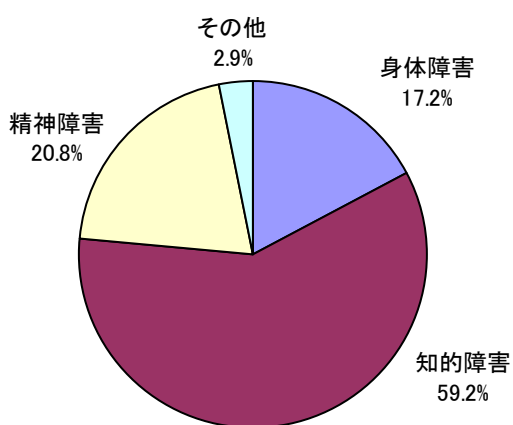
##### ハローワーク



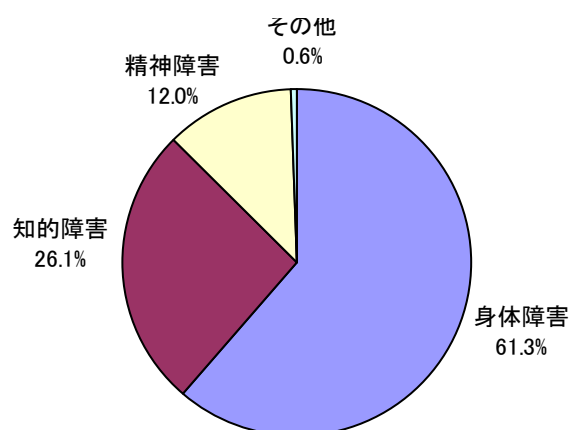
※有効求職者数  
(H18年3月末)

#### (2) 就職者(17年度)の障害種別の割合について

##### ① 障害者就業・生活支援センター



※H17年度就職件数



※H17年度就職件数

### Ⅳ. 本事業以外の就業支援に関する事業の実施状況 (平成17年度)

(センター相談窓口が所在する場所における他事業の実施状況)

#### (1) 地域障害者職業センターのジョブコーチ支援事業における協力機関型ジョブコーチ又は第1号ジョブコーチの配置状況

配置センター数	47カ所 (全体の52%)
配置数(延べ)	75人

#### (2) 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施(受託)状況

実施センター数	38カ所 (全体の42%)
---------	---------------

## 障害者就業・生活支援センターに関する条文

## 障害者の雇用の促進等に関する法律（抄）

## 第五節 障害者就業・生活支援センター

## （指定）

**第三十三条** 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

- 一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- 二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

## （業務）

**第三十四条** 前条の指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、盲学校、聾学校、養護学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。
- 二 支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センターその他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、支援対象障害者とその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

## （指定）

## 法第三十五条において準用する第二十七条

- 2 都道府県知事は、第三十三条の規定による指定をしたときは、同条の規定による指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）の名称及び住所並びに

事務所の所在地を公示しなければならない。

- 3 障害者就業・生活支援センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

#### (地域障害者職業センターとの関係)

**法第三十五条において準用する第二十九条** 障害者就業・生活支援センターは、地域障害者職業センターの行う支援対象障害者に対する職業評価に基づき、第三十四条第二号に掲げる業務を行うものとする。

#### (事業計画等)

**法第三十五条において準用する第三十条** 障害者就業・生活支援センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 障害者就業・生活支援センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

#### (監督命令)

**法第三十五条において準用する第三十一条** 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、障害者就業・生活支援センターに対し、第三十四条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

#### (指定の取消し等)

**法第三十五条において準用する第三十二条** 都道府県知事は、障害者就業・生活支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第三十三条の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

- 一 第三十四条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 次節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により、指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

#### (秘密保持義務)

**第三十六条** 障害者就業・生活支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第三十四条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（抄）

### 第四節 障害者就業・生活支援センター

（法第三十三条の厚生労働省令で定める法人）

第四条の十 法第三十三条の厚生労働省令で定める法人は、医療法人とする。

（法第三十四条第一号の厚生労働省令で定める援助）

第四条の十一 法第三十四条第一号の厚生労働省令で定める援助は、法第三十三条に規定する支援対象障害者（以下この条において「支援対象障害者」という。）に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、盲学校、聾学校、養護学校その他の関係機関に係る情報の提供その他の支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な援助とする。

（法第三十四条第二号の厚生労働省令で定める事業主）

第四条の十二 法第三十四条第二号の厚生労働省令で定める事業主は、同号に規定する職業準備訓練を適切に行うことができると認められる事業主とする。

（指定の申請）

第四条の十三において準用する第四条の七 法第三十三条の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 代表者の氏名
- 三 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 資産の総額並びにその種類及びこれを証する書類
- 三 法第三十四条に規定する業務に関する基本的な計画
- 四 役員 の氏名及び略歴を記載した書面

（名称等の変更の届出）

第四条の十三において準用する第四条の八 法第三十五条において準用する法第二十七条第三項の規定による届出をしようとする法第三十四条に規定する者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）は、次の事項を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

（事業計画書等の提出）



- 第四条の十三において準用する第四条の九** 法第三十五条において準用する法第三十条第一項前段の事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）行わなければならない。
- 2** 障害者就業・生活支援センターは、法第三十五条において準用する法第三十条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書を変更したときは、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。
- 3** 法第三十五条において準用する法第三十条第二項の事業報告書及び収支決算書の提出は、毎事業年度終了後三月以内に行わなければならない。